

令和7年度大野市後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画（案）

1 策定の目的

後発医薬品とは、その有効性や安全性が確認されてきた従来の医薬品の特許が切れた後に、新薬（先発医薬品）と有効成分、品質、効き目、安全性が同等であると国から認められた医薬品のことです。新薬に比べ開発までの期間が短く開発費用が抑えられることから低価格で提供されており、後発医薬品の普及は被保険者の負担の軽減や医療費の削減への効果が期待できます。

このため厚生労働省は、平成19年に「後発医薬品の安心使用促進アクションプログラム」、平成25年に「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を作成しました。令和6年には「後発医薬品のさらなる使用促進のためのロードマップ」を「安定供給の確保を基本として、後発医薬品を適切に使用していくためのロードマップ」として改訂し、「医薬品の安定的な供給を基本としつつ、後発医薬品の数量シェアを令和11年度末までに全ての都道府県で80%以上」などの数値目標に向けた取組を進めることとしました。

また、後発医薬品の使用促進の取組については、保険者努力支援制度の評価指標項目のひとつとされ、計画の策定と使用割合の目標値80%以上の達成が評価の対象となっています。

こうした状況を踏まえ大野市では、使用割合の目標を設定し、後発医薬品の使用促進策に取り組み、医療費適正化を図るため「大野市国民健康保険後発医薬品（ジェネリック医薬品）使用促進計画」を策定します。

2 目標

後発医薬品の使用割合の維持（令和7年度末目標値：80%）

3 大野市の状況

年度	R3 年度末	R4 年度末	R5 年度末	R6 年度(4-11月)
使用割合	78.1%	78.9%	80.2%	83.5%
目標値との差	-1.9%	-1.1%	+0.2%	+3.5%
県平均	80.3%	82.4%	83.7%	—
県平均との差	-2.2%	-3.5%	-3.5%	—
県内順位	15位／17市町	15位／17市町	15位／17市町	—

（厚生労働省「保険者別の後発医薬品の使用割合」、国保総合システム「数量シェア集計表」R6.12月分より）

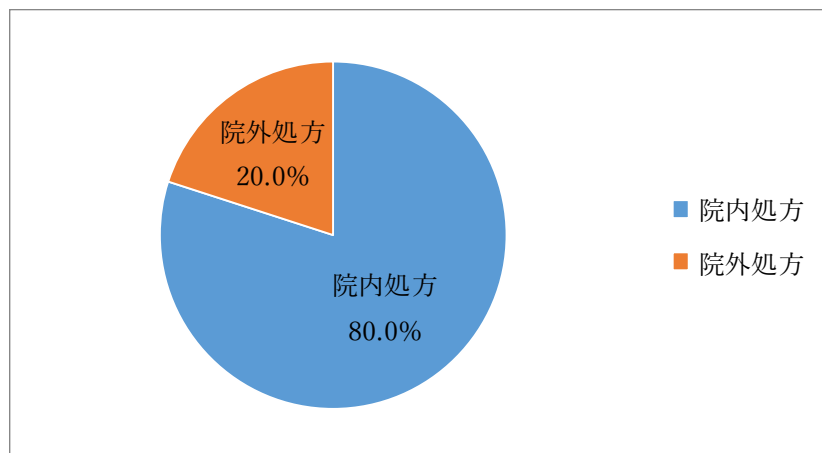
令和5年度以降は目標値の80%を達成していますが、県平均とはいまだ大きな差があります。令和7年度も継続して後発医薬品の周知啓発等使用促進に取り組みます。

院内処方・院外処方における後発医薬品平均使用割合（国保総合システム「数量シェア集計表」より）

	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度(4-11月)
院内処方	68.1%	66.9%	68.6%	74.4%
院外処方	85.4%	85.7%	87.5%	88.7%

院内処方での後発医薬品使用割合は80%を下回っているものの、令和5年度から令和6年度にかけ、大きく伸びています。

差額通知書からみる後発医薬品の処方の割合（令和6年10月処方分）



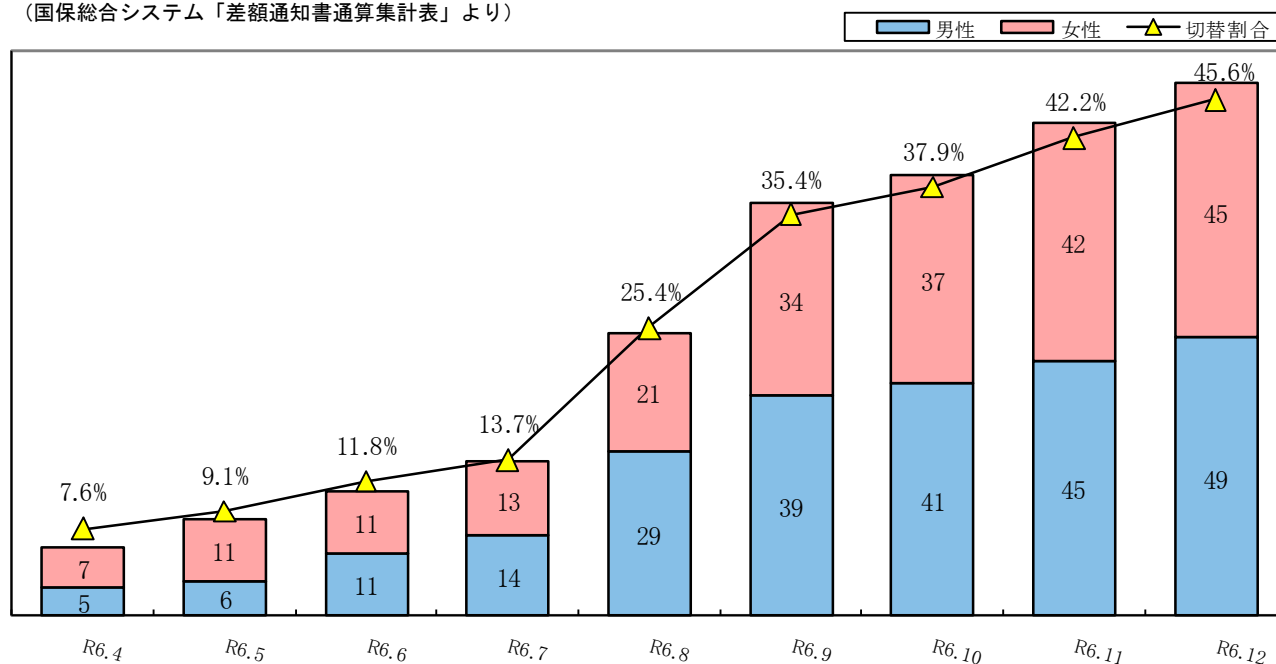
後発医薬品未使用のため差額通知書の対象となった件数のうち80%が院内処方となっています。

差額通知書対象者数（国保総合システム「差額通知書通算集計表」より）

通知送付月	男性	女性	計
令和5年12月	67	64	131
令和6年2月	51	65	116
令和6年4月	52	59	111
令和6年6月	44	49	93
令和6年9月	24	24	48
延べ人数	238	261	499
集約人数	102	104	206

差額通知書対象者の審査年月別切替人数（集約人数）、切替割合（%）

（国保総合システム「差額通知書通算集計表」より）



差額通知書の送付後、徐々に切替人数が増えており、取組の効果が見られました。しかしながら、通知人数に対しての切替割合は約45%であり、引き続き周知を行う必要があると考えます。

4 取組の内容

(1) 後発医薬品の啓発活動

「国保のてびき」に後発医薬品の品質や使用促進の意義等に関する情報を記載します。また、「ジェネリック医薬品希望シール」を作成し、「国保のてびき」とともに資格確認書等の一斉更新時に同封します。(新規国保加入者へは、加入時に配布)

(2) 後発医薬品の差額通知送付

国保連合会に委託し、生活習慣病の投薬治療を行っている者のうち後発医薬品未使用者に対し、後発医薬品への切り替え案内通知(差額通知書)を作成・送付します。

(3) 大野市医師会・薬剤師会との連携

大野市医師会・薬剤師会へ、後発医薬品の供給状況や利用状況等の情報提供を行い、使用促進のための対応策について検討します。